

報告事項 資料

学校現場における新型コロナウイルス感染症対策
に係る取組について

新型コロナウイルス感染症対策等に係る取組について

- 県の新型コロナウイルス感染症対策本部の対応や学校衛生管理マニュアルの改訂等に合わせ、学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等に適切に対応しています。

岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策

(最新R3.5.7(岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部決定))

- 1 感染が拡大している地域等との往来
(1) 緊急事態宣言が発令されている地域等との往来について
緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は、感染拡大防止の観点から不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。
(2) その他の地域との往来について
緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようにお願いします。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省:R3.4.28改訂)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について(令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)別紙から抜粋

学校衛生管理マニュアル(Ver.6)の主な改訂箇所について

1. 感染状況のデータ及び分析結果の更新
 - ・ 児童生徒の感染状況について、各学校種の感染経路の傾向に大きな変化は見られない(小・中学校は「家庭内感染」が最多、高校生は「感染経路不明」が比較的高い割合)
 - ・ 教職員の感染状況について、従来と同様に、「感染経路不明」が最多
 - ・ 5人以上の複数感染者の発生率は、従来と同様に、高校で高い
 - ・ 10人以上の感染事例を分析すると、従来と同様に、高校の部活動が関係した事例が多い
2. 変異株に係る知見及び対策の追記
変異株の罹患率や対策について、最新の知見を踏まえて追記。
 - ・ 従来よりも感染しやすい可能性がある変異株(N501Y)は、子供が大人より感染しやすいということはなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある
 - ・ 従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性がある
 - ・ 現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない
 - ・ 変異株への対策については、従来株と同様に、3密の回避、マスク着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨
3. 消毒の合理化
4. 感染症対応や出席停止等に当たっての配慮事項の追記
5. 地域の感染レベルに応じた活動場面ごとの感染症対策の追記
6. 臨時休業の判断に係る基本的な考え方の追記※

※ 【参考】県立学校における臨時休業措置の基本的な考え方
児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、情報共有に努めながら、学校内で感染者が確認された場合は、当該学校(あるいは学年・学級単位)の臨時休業の要否及び臨時休業する場合はその期間を、当該学校が所在する市町村を所管する保健所長と協議の上、判断する。

県教育委員会の取組

「～学校の新しい生活様式～県立学校の部活動について」の改訂(R3.4.6通知)

改訂前	改定後
2 活動に当たっての留意事項 (4) 練習試合及び合同練習について ・ <u>他校との練習試合や合同練習の実施については、県をまたぐ移動等の制限が解除されたことから、特に制限を設けないこと。ただし、事前に遠征先等の地域(県、市等)の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。</u>	2 活動に当たっての留意事項 (4) 練習試合及び合同練習について(遠征等を含む) ・ <u>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域への遠征等は、感染拡大防止の観点から自粛すること。*</u> ・ <u>感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域への遠征等は、慎重に判断すること。</u> ・ <u>特に規制がない地域への遠征等については、事前に遠征先等の地域(県、市等)の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。</u>

※ 遠征及び対外試合を禁止する等の活動制限措置を講じた県についても、当該地域との往来の自粛を別途通知。(R3.4.16通知)

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項の通知

- (1) 感染症対策の徹底 (R3.4.6ほか)
- (2) 変異株に係る対策 (R3.4.27)
 - ・ 基本的な感染症対策の徹底
 - ・ 児童生徒等が感染を拡大することのないよう、家庭での健康観察の徹底やクラスターの発生の防止に留意
- (3) 学校教育活動の継続と学習保障※ (R3.4.6ほか)
- (4) 学校行事等における感染防止対策 (R3.4.6)
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止 (R3.4.8)
- (6) 修学旅行等の実施に係る適切な判断 (R3.4.12)

※ 県立学校では、全生徒に対してMicrosoftアカウントを発行し、通常の授業等で活用するとともに、臨時休業となった場合におけるオンラインによる教材等の配信や指導などに活用することとしている。

上記内容のほか、文言整理等を行い、「学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等について」を更新

ふるさと振興部の取組(私立学校への対応)

- ・ 文部科学省からの通知の周知及び学校の実情に応じた適切な対応の要請
- ・ 県教委から県立学校に対する通知について情報提供

基本的な考え方

- ・ 岩手県教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症の発生及びその感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康、安全の確保を図ること及び教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、以下に掲げる様々な対策や対応に取り組んでいます。
- ・ 教育活動を進めるに当たっては、令和2年度から順次実施される新学習指導要領のポイントである、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成します。
- ・ 東日本大震災津波で学んだ教訓を踏まえた「いわての復興教育」の考えを生かしながら、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことのない状況にも対応した取組を進めています。
- ・ 引き続き、児童生徒・保護者の理解と協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、児童生徒の健康、安全が守られるよう取り組んでいきます。

「学校の新しい生活様式」に対応した取組状況等

○ 1～3の対策や対応は、各学校の実情に応じ、工夫して行われています。変異株の対策としても、基本的な感染症対策を徹底していきます。

1 感染拡大防止対策

(1) 基本的事項

- ・ 咳エチケット(常時マスクの着用等)や手洗いなどの感染症予防対策について、児童生徒への徹底した指導

- ・ 学校における児童生徒の丁寧な健康観察

(2) 通学時

- ・ 家庭と連携した体温測定や風邪症状等の確認
- ・ 特別支援学校における「3つの密」対策を講じた通学用バスの運行

(3) 授業時

- ・ 教室内の座席間隔をあけ、児童生徒同士の距離の確保
- ・ 対面を避けた机の配置
- ・ 式典や全校集会活動を控え、校内放送の活用や時間の短縮
- ・ 冬季でも可能な限り常時換気(難しい場合は30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと換気)
- ・ 常時換気と組み合わせた常時エアコン等による送風
- ・ 近距離での活動や向かい合っでの発声等が必要な授業等における指導計画や指導方法の見直し
- ・ 教材や教具を共有で使用する場合の使用前後の手洗いの徹底

(4) 給食時

- ・ 給食時はグループ形態にせず、一定の机の間隔を保持した状態での食事、飛沫を飛ばさないような席の配置

- ・ 給食時の会話は回避、食後の歓談時のマスクの着用
- ・ 特別支援学校における学部ごとに分けた時差給食

(5) 休み時間

- ・ トイレ休憩の混雑の緩和
- ・ できる限り校庭での活動を奨励

(6) 環境整備

- ・ ドアノブ・階段の手すりなど多数の児童生徒が触れる場所(箇所)の水拭きと消毒

(7) その他

- ・ ホームページや一斉送信メールを活用する等、児童生徒及び保護者への連絡体制の確立
- ・ 不特定多数との接触を低減するための校外活動の見学先・宿泊・食事場所等の変更
- ・ 各種学校行事の開催時の工夫
- ・ 寮においても、対面を避けるなどの食事時の座席配置など感染防止の徹底



2 部活動における対応

(1) 基本的事項

- ・ 生徒本人及び保護者の意向の尊重と強制しない部活動参加
- ・ 参加生徒の健康状態の把握と体調管理の徹底
- ・ 教師や部活動指導員が部活動実施状況を把握
- ・ 統括団体(全国連盟・協会等)が作成するガイドラインを踏まえた部活動の実施

(2) 活動に当たっての留意事項

- ・ 活動場所のこまめな換気や消毒等の感染拡大防止のための措置
- ・ 更衣室や部室の短時間の利用
- ・ 生徒の体調等を考慮し活動時間や休養日を適切に設定
- ・ 感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な活動
- ・ 遠征は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置及び対外試合禁止等の活動制限措置を講じた地域は自粛、感染拡大地域や外出の自粛等が要請されている地域は慎重に判断
- ・ 遠征は、生徒の健康状態を把握し、事前に保護者の同意の徹底
- ・ 大会への参加は、感染状況等を考慮し必要性を各学校で判断
- ・ 部活動前後での集団での飲食を控えるなど、活動以外の場面も含めた感染防止対策の徹底



3 偏見や差別の防止

- ・ 「特別の教科道徳」をはじめとして、あらゆる教育活動において、機会を捉えて「いじめ」について考え話し合うことで、いじめの防止に向けた意識の啓発
- ・ 日頃からいじめを許さない学校の風土をつくるとともに、新型コロナウイルスの感染等による偏見や差別に限らず、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底
- ・ 細やかな観察や面談の実施する等、児童生徒の発する小さなサインを見逃すことがないように日頃から児童生徒の理解を徹底
- ・ いじめの可能性を察知した場合には、被害児童生徒の立場に寄り添い、迅速かつ丁寧に対応
- ・ 加害児童生徒に対しては毅然とした姿勢で対応
- ・ インターネットやSNSにおける悪ふざけや、誹謗中傷等を行わないよう、保護者への啓発も含め、繰り返し指導
- ・ スクールカウンセラー等と連携を図りながら、きめ細かな対応や心のサポート

震災の教訓を生かす

「いわての復興教育」を生かした取組

復興教育のねらいとの関連

東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育の中に生かし、その復興・発展を支える人材を育成するため3つの教育的価値【いきる・かかわる・そなえる】を育てること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、知識・理解を深める。
- ・ 感染しないための考え方、適切な行動についての判断力、実践力を身に付ける。
- ・ 学校・家庭・地域が互いに知恵や力を出し合い、協力して困難を乗り越えてきたところであり、今後とも同様に取り組んでいく。

○ 臨時休業に備えた学びの保障

- ・ 県立学校における学習グループウェア等を活用した学習支援
- ・ 全県立学校で無線LAN環境を活用し、日常の授業から準備
- ・ 県立高校生徒への緊急時貸出用タブレット端末を順次整備